

町田市情報公開・個人情報保護審査会条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第14条第2項及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、町田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町田市情報公開条例第14条第2項及び法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問をした市の機関をいう。
- (2) 公文書 町田市情報公開条例第9条第1項の規定による決定又はその不作為に係る同条例第2条第2号に掲げる公文書をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは法第102条第1項に規定する利用停止決定等又はその不作為に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員

に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下これらを「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提

出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することがで

きる。

- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号)で定めるところにより、同条例で定める額の手数料を納めなければならない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第11条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(調査審議の手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(罰則)

第15条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。